

日本人学校調査から見える特別支援教育の現状について

海津亜希子・田中良広・伊藤由美・横尾俊・尾崎祐三
(教育支援部)

要旨: 本稿は、ここ数年、文部科学省国際教育課と共同で行っている日本人学校への調査報告である。調査では、日本人学校において、障害と診断されている幼児児童生徒の割合や、障害と診断されていないが、配慮を必要とする幼児児童生徒の割合、そうした子どもへの指導状況及び校内支援体制の状況等について尋ねている。ここでは、平成26年度に行った調査結果について報告する。

見出し語: 日本人学校、特別支援教育、国内との比較

I. はじめに

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、我が国の障害のある子どもの教育に関するナショナルセンターの役割として、国外に在住する日本人学校及び保護者等からの教育相談を行っている。

この業務を遂行するための情報収集及び日本人学校における特別支援教育への支援をすすめるために、平成19年度から毎年、日本人学校における特別支援教育の実施状況等について調査を行っている。

平成24年度からは、文部科学省国際教育課が毎年度行っている「教育課程等実施状況調査」に「特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する指導状況」に関する質問内容を追加し、共同で調査を行っている。本稿では、平成26年4月15日現在の状況について調査した結果を報告する。

II. 日本人学校における特別支援教育に関する調査

1. 方法

1) 調査対象と手続き

全日本人学校88校(93校舎)^{※注}を対象に、文部科学省国際教育課が毎年度行っている「教育課程等実施状況調査」に「特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する指導状況」に関する質問内容を追加し、共同で調査を行った。調査対象校への調査の依頼、調査用

紙の配布(e-mail)、回答用紙の回収は、全て文部科学省国際教育課が行った。平成26年5月9日に調査依頼をし、6月15日をメットとした。尚、回答にあたっては、平成26年4月15日現在の時点での状況について回答を求めた。

2) 調査内容

文部科学省国際教育課においては、学校の基幹データ(幼児児童生徒数等)、教育課程実施状況等について調査を行った。本研究所においては、「障害と診断されている幼児児童生徒の在籍状況」、「診断はされていないが、特別な配慮を必要とする幼児児童生徒の在籍状況」、「特別な配慮を必要とする幼児児童生徒に対する指導状況」、「校内の支援体制」、「特別な配慮を必要とする幼児児童生徒に対する指導上の配慮点」について調査を行った。

2. 調査結果

88校、93校舎から回答を得た。回答率は100%であった。

在籍している幼児児童生徒数は、幼稚部729名、小学部16,542名、中学部4,643名であった。

次に、それぞれの質問項目で結果をみていく。

1) 障害と診断されている幼児児童生徒の在籍状況

障害と診断されている幼児児童生徒数は、表1に示すように、幼稚部・小学部・中学部合わせて148名であった。

障害種別では、発達障害と診断されている子どもが最も多く、次いで、知的障害であった。障害と診断されている子どものそれぞれの学部での割合は、幼稚園は2名で0.27%、小学部は116名で0.70%、中学部は30名で0.65%であった。

表1 障害と診断されている幼児児童生徒数

	幼稚園	小学部	中学部	合計
知的障害		30	4	34
肢体不自由		3		3
病弱・身体虚弱			1	1
視覚障害		2		2
聴覚障害		5	2	7
言語障害	1	6	1	8
発達障害	1	65	19	85
その他		5	3	8
合計	2	116	30	148

2) 障害と診断されていないが特別な配慮を必要とする幼児児童生徒の在籍状況

障害と診断されていないが、特別な配慮を必要とする幼児児童生徒数は、表2に示すように355名であった。

内訳は、日本語の未習得の子どもに次いで、ADHD的傾向のある子どもの数が多かった。いわゆる発達障害の傾向のある子ども(自閉的傾向, LD的傾向, ADHD的傾向)は167名であり、特別な配慮を必要とする子どものほぼ半数を占めた。

障害と診断されていないが、特別な配慮を必要とする幼児児童生徒のそれぞれの学部での割合は、幼稚園では29名で3.98%、小学部では177名で1.64%、中学部では95名で1.16%であった。

なお、1の「障害と診断されている幼児児童生徒」の内、発達障害と診断されている児童生徒数(小学部と中学部の合計)が84名、2の発達障害の傾向がみられる児童生徒数(小学部と中学部の合計)が156名であり、合わせると計240名であった。この割合は小・中学部全体(21,185名)の1.13%であった。

表2 障害とは診断はされていないが特別な配慮を必要とする幼児児童生徒数

	幼稚園	小学部	中学部	合計
知的発達の問題	1	38	13	52
自閉的傾向	1	35	12	48
LD的傾向	7	29	9	45
ADHD的傾向	3	65	6	74
日本語の未習得	15	90	5	110
その他	2	15	9	26
合計	29	272	54	355

3. 特別な配慮を必要とする幼児児童生徒に対する指導状況

特別支援学級を設置していると回答した学校は5校あった。

さらに、通常の学級での受け入れにおける指導の実施状況に関して、「障害と診断されている幼児児童生徒」又は「特別な配慮を必要とする幼児児童生徒」が在籍すると回答した校舎(42校舎)の内、どのような指導を実施しているかについて割合で示したのが図1である。

その結果、まずは「校内委員会等において、特別な教育的支援が必要と判断している」割合が約76%であった。さらに、具体的な指導の実施状況については、「授業時間内に教室内で個別の配慮・支援を行っている(座席位置の配慮, コミュニケーション上の配慮, 習熟度別学習における配慮, 個別の課題の工夫等)」と回答した割合が約98%にのぼった。それに対し、「授業時間内に教室以外の場で個別の配慮・支援を行っている(通級による指導を除く, 個別指導等)」と回答した割合は、約31%、「授業時間以外に個別の配慮・支援を行っている(補習授業の実施, 宿題の工夫等)」割合は、約45%であった。

4. 日本人学校における校内の支援体制の状況

ここでは、「校内委員会が設置されているか」、「特別支援教育コーディネーターを指名しているか」、「特別な配慮を必要とする子どもの実態把握を行っているか」、「特別な配慮を必要とする子どもの個別の指導計画を作成しているか」、「特別支援教育に関する研修を

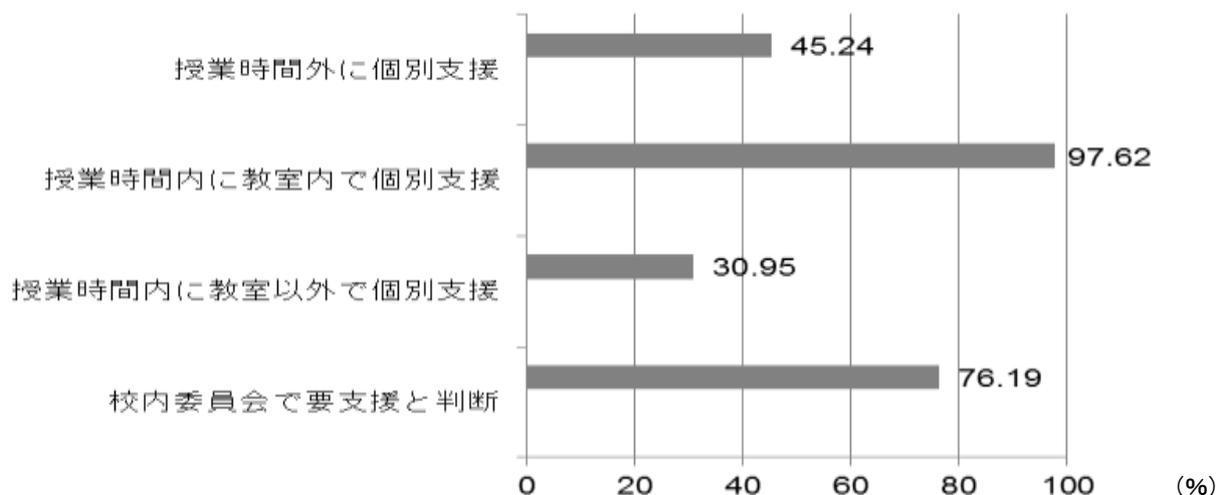


図1 特別な配慮を必要とする幼児児童生徒に対する指導体制
(当該幼児児童生徒が在籍すると回答した校舎における支援の状況)

行っているか」、「専門機関から指導・助言を受けているか」、「支援員等を活用しているか」について尋ねた。

これらの調査項目は、文部科学省特別支援教育課が毎年度実施している国内の学校を対象とした「特別支援教育体制整備状況調査」の内容をほぼ踏襲している（「専門機関から指導・助言を受けているか」「支援員等を活用しているか」は、本調査独自の項目である）。

本稿では、平成25年度の特別支援教育体制整備状況調査報告の結果を本年度行った日本人学校の状況調査との比較として引用している（文部科学省特別支援教育課, 2014）。

その結果、校内委員会の設置状況については、国内の小学校・中学校が90%台であるのに対し、日本人学校では58.01%であった。

次に、コーディネーターの指名については、国内の小学校・中学校が90%台であるのに対し、日本人学校では44.1%であった。

個別の指導計画の作成状況については、国内の小学校で約91%、中学校で約82%であったのに対し、日本人学校では、26.9%であった。

特別支援教育に関する研修の実施については、国内の小学校で約87%、中学校で約72%であったの

に対し、日本人学校では、51.6%であった。

日本人学校を対象とした本調査においては、「専門機関から指導・助言を受けているか」について尋ねているが、国内の特別支援教育体制整備状況調査では、「巡回相談員の活用状況」という項目であり、完全に一致する内容ではないが、ここでは対比させている。その結果、国内の小学校で約83%、中学校で約67%であったのに対し、日本人学校では、21.5%であった。

5. 特別な配慮を必要とする幼児児童生徒に対して実際に行っている指導上の配慮点

この質問項目に対しては、自由記述で回答を求めた。以下、一部を挙げた。

- ・子どもの実態把握・情報を校内全体で共有
- ・子どもの特性に合わせた指導（大きな声が苦手な児童への配慮、見通しを持たせる工夫、座席の配慮、個別課題の用意、SST（ソーシャルスキルトレーニング）を取り入れた指導等）の実施
- ・個別の指導計画を作成し、活用しながら保護者と連携を図る
- ・取り出しによる個別指導の実施
- ・TT（チームティーチング）の配置や現地採用教員の活用などにより学級内で個別に対応

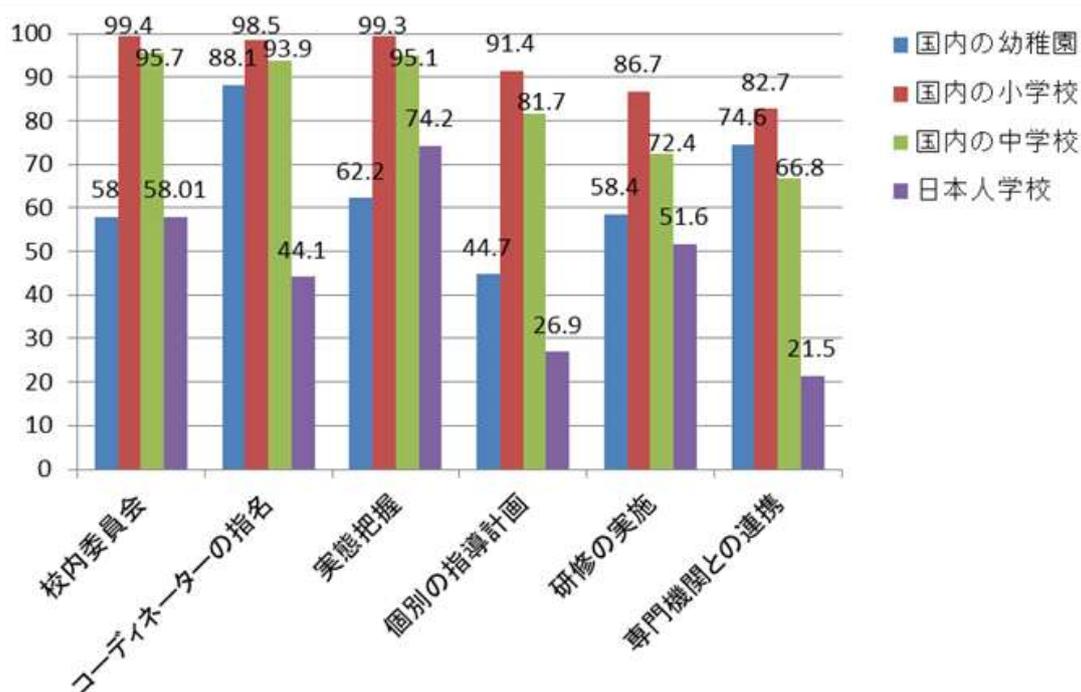


図2 特別支援教育体制整備に関する国内状況と日本人学校との比較（％）

- ・学校外の相談機関やスクールカウンセラー（ボランティア）の活用
- ・加配教員（週2日）とボランティア支援員（週2日）を支援員として通常の学級に配置し、個別の支援を実施
- ・特別な配慮を必要とする児童生徒の理解を推進するため、保護者会や学級活動を通じて理解を求めている
- ・診断のある児童については、州の政府補助金を申請し、個別の対応ができるよう支援体制を整えている

Ⅲ. まとめ

文部科学省国際教育課との共同調査により、全ての日本人学校からの回答を得ることができた。

そして、障害と診断されている幼児児童生徒又は、障害と診断されていないが特別な配慮を必要とする幼児児童生徒数についても詳細な情報が得られた。その中で、「発達障害と診断されている幼児児童生徒」と「発達障害の傾向がみられる幼児児童生徒」（いずれも小学部と中学部の合計）の割合は1.13%であった。これは、平成24年に行われた文部

科学省の「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果（約6.5%）と比べると低い割合ではある。

しかしながら、日本人学校における校内での支援体制の状況をみると、「特別な配慮を必要とする子どもの実態把握」については、74.2%の学校が行っており、学校内での何らかの特別な配慮を要する幼児児童生徒への支援の必要性の高まりを推察させる。一方で、「校内委員会の設置」が約6割、「特別支援教育関連の研修の実施」は約半分、「特別支援教育コーディネーターの指名」は約4割と国内の状況と比較すると未だ課題が大きい現況にあることが分かった。

特に、「特別な配慮を必要とする子どもの個別の指導計画の作成」、「専門機関との連携」については、いずれも20%台であった。本研究所をはじめ、日本人学校を支援する機関等が、こうした状況を把握し、特別支援教育に関する情報提供はもとより、こうしたニーズに対してより具体的な支援ができるよう今後一層検討していく必要がある。

※) 同じ日本人学校名であっても、学部等により校舎

が異なり、それぞれに校長が任命され、独自の学校経営を行っている。それゆえ、日本人学校としては88校であるが、93校舎からの回答となる。

引用・参考文献

文部科学省特別支援教育課（2012）.通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果.

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1328729.htm（アクセス日，2014-12-16）

文部科学省特別支援教育課（2014）.平成25年度特別支援教育体制整備状況調査結果について.

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1345091.htm（アクセス日，2014-12-16）